

令和6年度
鶴岡市中心市街地賑わいイベント支援事業
補助金

実施要領



令和6年4月
鶴岡市商工観光部商工課

1. 目的

令和5年5月から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行し、人流や経済活動が再開されております。鶴岡市では、鶴岡市中心市街地活性化基本計画（平成30年4月策定）第2条第2項に規定する本市の中心市街地の区域（以下「中心市街地」という。）で実施する賑わいを創出するイベント等の開催により、市街地への来街者の増加を図る団体を募集し、事業費やイベントPR等の支援を行います。

2. 補助対象者

補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する方となります。

- (1) 市内の商業者団体
- (2) 商店街等の地域団体
- (3) 市内の事業者を含む3者以上の事業者の連携体（実行委員会として組織する場合を含む。）

※ただし、以下に該当する方は対象外となります。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、特定性風俗物品販売等営業、その他公序良俗に反するもの。
- ②その他市長が適切でないと判断するもの。

3. 補助対象事業

補助の対象となる事業は、令和6年5月20日から令和7年2月28日までに、鶴岡市中心市街地を会場として開催する事業であり、次の条件を全て満たすものとします。

- (1) 料理の提供もしくは物品販売や展示又はワークショップなど、中心市街地へ来街者を呼び込み賑わいを創出するイベントであること
- (2) 広く一般市民に参加の機会が与えられていること
- (3) 事業のチラシ等を作成する場合は、「本事業は鶴岡市中心市街地賑わいイベント支援事業補助金を活用して実施しています」と明記すること。
- (4) 「鶴岡市中心市街地将来ビジョン」の周知に協力すること。
 - ・鶴岡市 HP
https://www.city.tsuruoka.lg.jp/seibi/toshikaihatsu/chukatsu/tosikeikaku0328_01.html
- (5) 食に関する事業は、鶴岡食文化創造都市推進協議会で作成するコンテンツ「食のイベントカレンダー」への掲載について同意できること。事業のチラシ等を作成する場合は、「鶴岡ユネスコ食文化創造都市認定10周年記念」と明記すること。

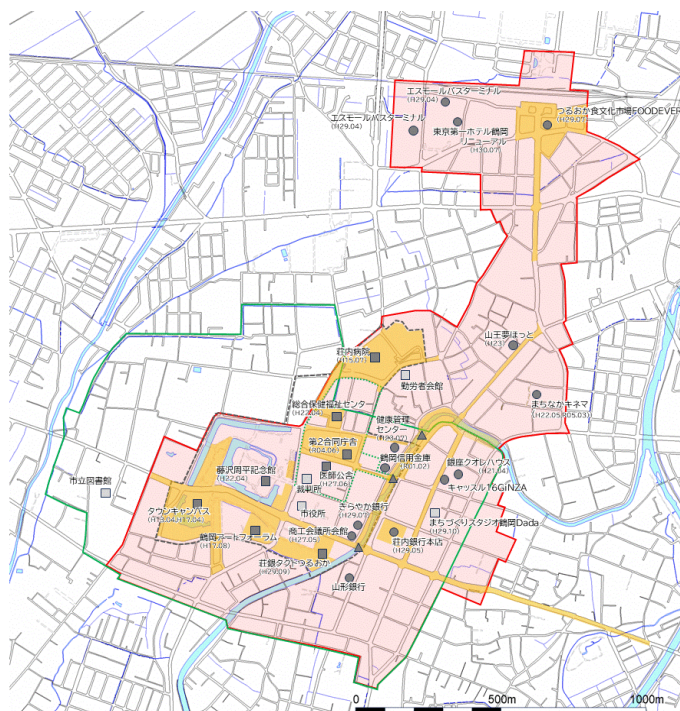
※ただし、以下に該当する事業については対象外とします。

- ①商品の販売、仕入先等のサプライチェーンのみで構成する団体による事業
- ②イベントの企画又はその全ての業務を委託する事業

- ③事業者団体及び事業者の連携体を補助対象者とする場合、その特定の構成員が所有する店舗敷地内のみで実施される事業
- ④地域の行事などで、既に継続的に行われている事業
- ⑤宗教活動、政治活動を目的とする事業
- ⑥市の他の補助金交付を受けている事業または市からの委託事業
- ⑦その他市長が適切でないと判断する事業

4. 補助対象事業実施区域

枠線内の中心市街地内の広場や商店街等で、事業を実施するために十分な広さが確保できる場所。



5. 補助対象事業のイメージ

【補助対象となる例】

(例1)

公園や商店街で、一定数以上の飲食店がブースを出店。だだちゃ豆等の鶴岡産食材をPRするとともに、それらを使った料理を販売する飲食イベントを開催。

(例2)

A社、B社及びC社でイベント実行委員会を結成。A社敷地とその隣地を使用し、鶴岡の伝統食の販売を中心とはしながらも、その魅力が広まるよう飲食事業者以外も出店したマルシェ形式としてイベントを開催。

(例3)

高校生の企画に、協力会社（3者以上）が実行委員会を組織しイベントを実施。高校で生産した食材をラーメンに仕立て、高校生が販売を行う「一日限定ラーメン店」を開催。

【補助対象とならない例】

(例4)

本補助金以外の補助金や助成金を活用するイベント。従前と内容を変更せずに開催。

→これまで他の支援により成り立っており、従前と同じ内容で開催されるものは補助対象外となります。

(例5)

A社、B社及びC社の3者で実行委員会を結成。A社の店舗敷地内で、常連客や店舗会員を対象に食イベントを開催。

→外見上、A社の販促イベントであること、広く一般市民に参加の機会がないことから補助対象外となります。

(例6)

イベントA(メイン)の中で、イベントB、イベントCを開催。

→A,B,Cのいずれも本補助金の要件を満たしている場合であっても、イベントAのみが補助対象となり、イベントB,Cは対象とはなりません。

6. 補助対象経費・補助率・補助限度額

| 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
|---------------------------------|-----|------------------------------------|
| 広報費、借料、材料費、消耗品費など対象事業の実施にかかる諸経費 | 50% | 10万円 (補助対象経費が20万円以上の場合、補助額10万円) |

注1 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

注2 補助金は、事業終了後に実績報告書を提出いただき、補助金額の確定後に(次頁をご覧ください)支払います。

注3 同一の補助対象者に対する交付は、一会計年度につき2回までとします。

※ただし、以下に該当する経費については対象外とします。

①交付決定前に契約または支払われたもの

②支払先が、補助対象者や補助対象団体の構成員となるもの

③備品費など、当該事業以外にも使用できるものや、それに関連するもの

④その他市長が適切でないと判断するもの

7. 募集期間及びスケジュール

| | |
|------|---|
| 募集期間 | <u>令和6年5月7日(火)～令和7年1月31日(金)</u> ※応募前に必ず市商工課へ事前相談してください。 ※イベント等の準備開始2週間前までにご応募ください(5月実施の事業を除く)。 <u>※交付決定前に着手(発注・支払等)した経費は補助対象外となります。</u> ※予算の状況により、期間の途中で募集を終了する場合があります。 |
|------|---|

| | |
|------------|--|
| 応募方法 | 8 提出書類に記載された書類一式を、市商工課宛てにご提出ください。 |
| 交付決定 | 申請から概ね2週間程度 ※結果（不採択理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予めご承知おきください。 |
| 審査の 手続き | 補助金要件以外にも、提出書類に基づき下記の項目についても審査の上、補助金の交付を決定します。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施する組織体制が整っているか。 ・参加者のターゲットが明確か。 ・事業の波及効果が見込めるか。 ・予算は具体的かつ適正に積算されているか。 ・安全衛生対策（保健所、消防署、警察などへの届出等）が適切に講じられているか。 ・来場者数等、事業の成果目標数値を定めているか。 ※SDGs（持続可能な開発目標）への配慮がされていることも加点項目として考慮します。 （SDGsの詳細については、市HP「SDGs未来都市鶴岡」等をご参照ください。） |

8. 提出書類

- (1) 交付申請書（様式）
- (2) 申請者の概要及び名簿（様式）
- (3) 事業計画書（様式）
- (4) 収支予算書（様式）
- (5) 市税納付状況の照会に係る届出（初回申請時のみ、法人格のない任意団体等を除く）
- (6) 予算の根拠となる見積書等

※提出書類のダウンロード先 <http://www.city.tsuruoka.lg.jp/>

（鶴岡市ホームページ：トップページ > 産業・経済 > 商工業支援 > 令和6年度 鶴岡市中心市街地賑わいイベント支援事業補助金について）

9. 実績報告書の提出

イベント等が終了した日または補助対象経費の支払が完了した日のいずれか遅い日より30日以内に、下記の書類をご提出ください。

【提出書類】

- (1) 実績報告書（様式）
- (2) 事業報告書（様式）
- (3) 収支決算書（様式）
- (4) 領収証等、支払を証明できる書類の写し
- (5) イベント等を開催したことがわかる資料（写真等）

(6) その他市長が必要と認める書類

1 0. 補助金額の確定

実績報告書の提出後、内容を精査し問題がない場合、提出から10日間を目途に補助金額を確定します。

額が確定した後、市から「補助金の額の確定通知書」を発行いたします。

1 1. 補助金の交付

補助金の交付については、事業完了後の精算払いとなります。

「補助金の額の確定通知書」を受理した後、事業者から市に対し、市指定の請求書を提出していただきます。提出から半月を目途に、市から事業者の指定口座に補助金が振り込まれます。

1 2. 補助事業の取消し・補助金の返還

申請者（補助対象者）の責に帰属する事由により、補助金の交付決定の内容または条件に違反、補助金を他の用途に使用した場合、不作為等により事業が計画通り進捗していない場合などが市で認められたときは、補助金の一部もしくは全額を返還していただく場合があります。

1 3. 情報公開

採択事業については、事業名、事業概要、申請者の名称及び代表者名をホームページ等で公表する場合があります。当該部分の公表については、申請者の了解を得たものとさせていただきます。

1 4. お問い合わせ及び書類の提出先

鶴岡市商工観光部 商工課

〒997-8601 鶴岡市馬場町 9-25

TEL：0235-35-1299(商工課直通) FAX：0235-25-7111

E-mail：shoko@city.tsuruoka.yamagata.jp

ご不明な点等がございましたら、上記お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。